

所沢市二酸化炭素排出量可視化事業 支援対象事業者募集要領

1 目的

この要領は、所沢市（以下「市」という。）が実施する「所沢市二酸化炭素排出量可視化事業」のうち、二酸化炭素排出量可視化支援に参加する支援対象事業者の募集・選定及び事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業等

次のアからクのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

- ① 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下この号において同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を所有していること。
- ② 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を所有していること。
- ③ 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

キ 個人事業主

ク アからキに掲げる者に準ずるものとして、市が適当と認める者

(2) 二酸化炭素排出量可視化システム

事業者の電力等のエネルギー使用量を入力又はデータの連携等を行うことで、事業者が排出する二酸化炭素排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。

(3) 委託業者

市が本事業の業務を委託する事業者をいう。

(4) 支援対象事業者

本事業の二酸化炭素排出量可視化支援に参加する事業者をいう。

3 事業の概要

市は、委託業者を通じて、支援対象事業者 10 社（対象となる事務所等は 1 事業者につき 5 拠点以内）に対し次の支援を無料で提供する。

(1) 委託業者

e-dash 株式会社

(2) 支援の内容

- ア 二酸化炭素排出量可視化システムを活用した二酸化炭素排出量の可視化
e-dash 株式会社の二酸化炭素排出量可視化システム「e-dash」を利用し、支援対象事業者のエネルギー使用状況と二酸化炭素排出量を数値化・可視化する。
- イ 二酸化炭素排出量の削減に向けた提案
数値化した二酸化炭素排出量に基づき、支援対象事業者の課題を明確化するとともに、市の各種補助制度等の情報提供も含めて、業務の運用改善や設備投資等の効果的な二酸化炭素排出量の削減対策を提案し、支援する。
- ウ 実施結果をとりまとめた報告書の提供
ア及びイの内容とその削減効果等を取りまとめた実施結果報告書を作成し、支援対象事業者に提供する。

(3) 支援の期間

- ア 支援対象事業者は、令和 6 年 9 月 2 日（月曜）から令和 7 年 2 月 28 日（金曜）までの間、(2) に規定する支援を受けることができる。
- イ 市は、支援対象事業者が本要領に定める参加要件を満たさないことが明らかとなった場合、アの規定にかかわらず、当該支援対象事業者に対する支援を終了する。

4 参加要件

本事業に参加ができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 所沢市内に本社又は事務所等の事業拠点があり、当該事業拠点を対象に実施すること。
- (2) 中小企業等であること。
- (3) エネルギー（電気・ガス・ガソリン・軽油・重油・灯油等）の使用量が分かる請求書（令和5年度分及び令和6年度分）のデータがあること。
- (4) 事前のオンライン説明会と支援対象事業者決定後の合同説明会に参加すること。
- (5) 市又は委託業者が実施するヒアリング又はアンケート調査等に協力できること。
- (6) 今後本事業の波及を図るための市の取組（市の主催する会議及びイベント等への参加、本事業に参加した結果報告等）に協力できること。
- (7) 市が支援対象事業者の企業名等の情報及び本事業の実施結果を公表することに同意すること。
- (8) 二酸化炭素排出量可視化システムをこれまで使用したことがないこと。
- (9) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - エ 市税を滞納している者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
 - カ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、その他本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市が判断する者。

5 スケジュール

実施の内容	日程
公募開始	令和6年6月24日（月）
オンライン説明会 申込受付期間	令和6年6月24日（月）から各日の前日まで
オンライン説明会	令和6年7月5日（金）・令和6年7月11日（木） （いずれか1回参加必須）
事業参加申込受付期間	令和6年7月18日（木）から令和6年8月1日（木） （定員に達し次第終了）
支援対象事業者の決定	令和6年7月18日（木）から令和6年8月1日（木） （先着順に決定）
合同説明会	令和6年8月8日（木）（予定） （参加必須）
可視化支援期間	令和6年9月2日（月）から令和7年2月28日（金）
結果報告書の提供	令和7年3月31日（月）までに提供

6 オンライン説明会

本事業に申込をする者は、委託業者が実施するオンライン説明会に参加すること。

（1）実施日

次のア又はイいずれかの日程に参加すること。

ア 令和6年7月5日（金曜）

イ 令和6年7月11日（木曜）

（2）申込

令和6年6月24日（月曜）から（1）に規定するの実施日のうち参加を希望する日の前日までに、市の指定するフォームから申込をすること。

7 事業参加申込

本事業に参加を希望する者は、次の各号に掲げる方法で申込をするものとする。

（1）受付期間

令和6年7月18日（木曜）から支援対象事業者の定員に達した日又は令和6年8月1日（木曜）のいずれか早い日まで

（2）参加申込方法

（1）に規定する受付期間中に、市の指定する電子申請から参加申込をすること。

8 支援対象事業者の決定

「7 事業参加申込」の規定により参加申込をした者で「4 参加要件」を満たすことが認められた場合、次のとおり決定する。

（1）決定方法

次のアからエごとに、原則先着（参加申込順）で決定する。

ア 建設業	2社程度
イ 製造業	2社程度
ウ 卸売業・小売業	2社程度
エ その他	4社程度
合計	10社

（2）通知

支援対象事業者の決定の可否は、メール等で通知する。

9 合同説明会

支援対象事業者を対象に、二酸化炭素排出量可視化システムの利用方法や脱炭素経営に関する基本的な知識等についての説明会（対面及びオンライン）を、令和6年8月8日（木曜）（予定）に実施する。詳細は、支援対象事業者となった者に通知する。

10 その他留意事項

- （1）エネルギー使用量の削減効果が見込めない活動内容等の事業者は、本事業への参加ができない場合がある。
- （2）本事業による支援が終了した後、支援対象事業者が自らの資金により委託業者のサービスを継続して利用しようとする場合、委託業者と支援対象事業者の間で個別に契約を締結することにより、本事業で使用したデータを引き継ぐことができる。
- （3）市は、委託業務終了後の委託業者と支援対象事業者との契約に関して、一切の責任を負わないものとする。